



久米島空港利用者の皆さまへ

駐車マナーを守ろう！ 駐車スペース利用の徹底を

★同乗者の乗降時のみが停車可能

空港ターミナルビル前は、公共交通機関を除くその他車両は道路全車線（路肩含む）が駐停車禁止区域です。

★駐車スペース利用しよう

搭乗手続きのために、運転手も降車し手続きしていませんか？「チケット購入・変更手続き」や「到着者のお迎え」などは、所定の駐車スペースを利用しましょう。

★送迎や公共交通機関等のご利用を

週末等は駐車スペースが満車状態になることがあります。家族や知人等へ送迎を依頼したり、バスやタクシー等のご利用などもご検討ください。

《大事なお知らせ》

駐車禁止区域への路上駐車が多く、車両の接触事故がたびたび発生し、人身事故が懸念されます。空港は久米島の玄関口であり帰省や観光など多くの方が現状を目の当たりにします。

すべての方が気持ちよく安全な久米島ライフを過ごすため、**駐車スペース利用の徹底**にご理解とご協力をお願いします。



皆さまのご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ 空港管理事務所 TEL:985-2939

悩むより、まずは相談を！ 法律相談

司法書士が、あなたの様々な相談に親身に応じます。



開設日 毎月第2木曜日

4/10、5/ 8、6/12、7/10、8/14、9/11、10/9、11/13、12/11、R8.1/ 8、2/12、3/12

時間 午前10時から午後4時まで

場所 町役場1階会議室（変更になる場合もあります）

内容 お金の貸し借り、相続登記、ご近所トラブル、ストーカー被害、相談場所がわからないもの など

相談料 無料 予約 1か月前より予約受付いたします。

お問い合わせ 総務課 TEL:985-7121

LINEからも
予約が可能です。

ウェブによる 登記手続き案内所のご案内

那覇地方法務局では下記のとおり、町役場とウェブでつないで登記手続き案内所を開設します。ぜひご利用ください。

開設日 奇数月（3月以外）の第3金曜日【5/16、7/18、9/19、11/21、R8.1/16】

時間 午後1時から午後4時まで 場所 町役場1階会議室（変更になる場合もあります）

内容 登記申請の手続方法のご案内

※申請書様式や必要添付書類等の一般的な説明を行います。

※ご利用にあたっての注意事項もありますので、お問合せいただくかホームページをご確認ください。

※予約時に町役場で案内を受けたい旨、お伝えください。

お問い合わせ・ご予約 那覇地方法務局不動産登記部門総括係 TEL:854-7952